

浦添市産業振興センター・結の街施設機能強化事業整備計画策定業務委託
募集要領

1 趣旨

この要領は、浦添市産業振興センター・結の街施設機能強化事業整備計画策定業務について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託事業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

浦添市産業振興センター・結の街施設機能強化事業整備計画策定業務

(2) 業務の内容

別紙「浦添市産業振興センター・結の街施設機能強化事業整備計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行（実施）期間

契約締結日の翌日から令和7年3月14日（金）まで

(4) 委託料の上限

7,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

- ① 本業務開始以降について本業務に係る経費を対象経費とする。応募に要する経費は含まない。
- ② 採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりを求める。
- ③ 本業務終了後、確定した委託契約額を上回る額が既に概算払いされている場合には、超過分を市に返還すること。

3 参加資格要件

次の要件のすべてを満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) プロポーザル参加申込書兼誓約書提出の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、浦添市から指名の停止を受けていないこと。
- (4) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (7) 別添「仕様書」に定める業務内容を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
- (8) 当該業務の見積額が契約限度額内であること。
- (9) 過去2年間に国又は地方公共団体と創業・起業に関連する業務又は、産業関連施設のコンサルタント業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。
- (10) 沖縄県内に本店若しくは支店又は営業所を有する法人であること。
- (11) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。
なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

- ① 各構成員が参加資格要件(1)から(7)の全ての要件に該当する者であること。
- ② 共同企業体を構成する事業者全体で(8)・(9)の要件を満たす者であること。
- ③ 共同企業体の代表は(10)の要件を満たすこと。
- ④ 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

4 関係資料の配布

(1) 関係資料の内容

- ① 業務委託仕様書
- ② 企画提案書作成要領
- ③ 【様式第1号】プロポーザル参加申込書兼誓約書
- ④ 【様式第2号】会社概要書
- ⑤ 【様式第3号】業務実績書
- ⑥ 【様式第4号】共同企業体協定書
- ⑦ 【様式第5号】質問書
- ⑧ 企画提案書
※別紙「企画提案書作成要領」参照のうえ作成すること。
- ⑨ 【別紙資料①】「対象施設の概要」
- ⑩ 【別紙資料②】「結の街サポート体制について」
- ⑪ 【別紙資料③】浦添市産業振興センター・結の街利活用可能性調査・検討業務委託業務報告書(抜粋)
- ⑫ 【別紙資料④】結の街利活用アンケート結果(市内事業者用)
- ⑬ 【別紙資料⑤】結の街利活用アンケート結果(入居企業用)

(2) 関係資料の配布期間

令和6年7月19日(金)から令和6年8月13日(火)

(3) 関係資料の配布場所

浦添市公式ホームページからダウンロード。

5 プロポーザル参加申込書等の提出及び参加資格の審査について

(1) 提出書類

- ① 【様式第1号】プロポーザル参加申込書兼誓約書／1部
- ② 定款又はそれに代わるもの(会社の概要パンフレット等) ※写し可／1部
- ③ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)／1部
※3カ月以内に発行されたもの。写し可。
- ④ 納税証明書／各1部
※ 国税(法人税及び消費税及び地方消費税)、都道府県税及び市町村税に滞納がないことを証明できるもの。都道府県税、市町村税については、本社所在地に係るものに限ります。なお、契約権限等を支店等に委任する場合は、本社及び支店等の両方を提出すること。(ただし、本社及び支店等が同一の都道府県、市町村に位置している場合を除く。)また、委任先の支店等を開設して1年未満の場合で証明書が発行されない場合は、支店等の開設についての申告書の写しを提出すること。
※3カ月以内に発行されたもの。写し可。
- ⑤ 【様式第2号】会社概要書／7部
- ⑥ 【様式第3号】業務実績書／7部
- ⑦ 企画提案書(様式任意)／7部 ※別紙「提案書作成要領」参照

- ⑧ 業務スケジュール(様式任意)／7部
- ⑨ 見積書(様式任意)／7部(1部は原本とし、残りは写し可。)
- ⑩ 【様式第4号】共同企業体協定書／1部
 - ※②～⑥は共同企業体の場合は全ての構成員について提出すること。
 - ※⑩は、共同企業体の場合に限る。
 - ※⑤～⑨については、各書類1部単位でA4フラットファイル1冊に編纂し、ファイル表紙に「浦添市産業振興センター・結の街施設機能強化事業整備計画策定業務企画提案書」、「応募者名」を記載し合計7冊を提出すること。

(2) 提出期限

令和6年8月13日(火)

※受付時間:平日午前8時30分～午後5時00分(正午～午後1時を除く)

(3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留)、宅配便による提出も可能。

※その場合も、提出期限は令和6年8月13日(火)必着。

(4) 参加資格の確認

上記(1)で提出していただいた書類を基に本公募に係る参加資格の確認を行います。参加資格の確認終了後、その結果を参加者全員へ通知します。

6 結の街見学会の実施

浦添市産業振興センター・結の街の見学会を行います。

見学会への参加を希望される方は事前にお申込みのうえご参加ください。

※見学会への参加は応募要件ではございません。

(1) 日程

令和6年7月30日(火) 午後1時30分～(1時間程度を予定)

(2) 申込方法

参加者の企業部署名、参加者名(1社2名以内を目安)、電話番号及びメールアドレスを明記し、sangyo@city.urasoe.lg.jp宛てにメールを送信してください。

メールの件名は【結の街見学会参加申込み】としてください。

※現地集合・現地解散とし、参加に要する交通費等の費用は参加者の負担等します。

※申し込み状況により開催時間を変更することがございます。

(3) 申込期限

令和6年7月29日(月)正午まで

7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) プレゼンテーション日時(予定)

令和6年8月20日(火)

9時00分～17時00分のうち30分程度

(日時については応募者へ個別で通知する。)

(2) プレゼンテーションの場所

浦添市役所 会議室

(3) プレゼンテーションの方法

企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、企画提案書提出後の内容変更や、企画提案書と異なる

る内容、当日の追加資料の配布を用いるなど、事前に提出された提案書以外の資料を使用して説明することは不可とする。プレゼンテーションの順番はプロポーザル参加申込書等提出書類の受付順とする。設定時間はプレゼンテーション20分以内、質疑応答は10分程度とする。

提案者が6者以上あった場合、1次審査として書類選考を実施する。選考方法は事務局による企画提案書およびその他提出資料に基づく事前審査とする。

なお、企画提案者が1社の場合においても、上記の選考方法により、当該事業者の可否を決定する。

8 質問及び回答

(1) 質問の受付期間

令和6年7月19日(金)から令和6年8月2日(金)まで

(2) 質問方法

受付期間内に質問書(様式第5号)に質問内容を記入し、電子メールにて提出すること。

なお、件名は「結の街施設機能強化事業整備計画策定業務に関する質問」とする。

※電話及び受付期間外の質問は受け付けない。

(3) 回答

令和6年8月6日(火)までに、質問および回答をホームページにて随時公表する。なお、質問の回答は、本要領、仕様書等の追加又は修正とみなす。

9 選定方法

浦添市産業振興センター・結の街施設機能強化事業整備計画策定業務業者選定委員会において、提出された企画提案書と提案者からのプレゼンテーション及びヒアリングの内容について審査評価を実施する。評価項目については、本募集要領に記載の別表「企画提案書及びプレゼンテーション評価項目」のとおり。

10 契約相手方の決定

- (1) 提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、事務局で設定する最低基準点以上の評価を得たもののうち、随意契約の相手方となる優先交渉権者(以下「優先交渉権者」という。)と次点交渉権者を特定する。
- (2) 特定後、優先交渉権者と浦添市は、提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と交渉を行う。
- (3) 上記(2)の結果、交渉が整ったときは、契約予定先として随意契約の手続きを行う。交渉が整わなかった場合は、次点の交渉権者を新たに優先交渉権者に特定し、改めて交渉を行う。
- (4) 契約予定者は、浦添市が指定する期日までに見積書を提出し、その内容について精査した上、契約を締結する。
- (5) 審査結果は委託業者の特定後、提案者全員に審査結果通知書を発送する。優先交渉権者、次点交渉権者については、名称を浦添市公式ホームページに掲載する。審査結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じないものとする。

11 留意事項

- (1) 本公募の提案にかかる経費は、企画提案者負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の資料は返却不可とする。
- (3) 提出された書類は、浦添市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

- (5) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、書面で浦添市産業振興課に届け出ること。(様式は任意)

12 失格事項

企画提案資格を有することについての確認を受けた者が、資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る企画提案を行うことができないものとし、既に提出された企画提案書及び契約の締結の無効若しくは取り消しを行うことがある。

- (1) 提出書類の期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた者。
- (2) 一つの事業者が複数応募したとき。
- (3) 作成様式(書式)及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない者。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者、不備があった者。
- (5) 見積内容が曖昧な者。
- (6) 選定委員又は当該プロポーザル関係者に対して、業者の選定や契約等に関わる不正な接触の事実が認められた者

13 本業務の委託候補者の選定に係るスケジュール(予定)

- (1) 実施要領等の交付期間
令和6年7月19日(金)から令和6年8月13日(火)まで
- (2) 質問受付期間
令和6年7月19日(金)から令和6年8月2日(金)まで
- (3) 質問回答期限
令和6年8月6日(火)まで
- (3) 参加申請及び企画提案書の提出期限
令和6年8月13日(火) 午後5時(必着)
- (4) プレゼンテーション及び審査会の実施
令和6年8月20日(火)
- (5) 選定結果の通知
令和6年8月22日(木)

担当部署

浦添市市民部経済文化局 産業振興課(浦添市役所5階)

電話(直通) 098-876-1299(担当:志賀)

E-mail: sangyo@city.urasoe.lg.jp

別表「企画提案書及びプレゼンテーション評価項目」

評価項目	評価の視点
実績・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・同種又は類似する業務の受託実績を有しているか。 ・実施体制や業務スケジュールは効果的かつ効率的なものであり、業務を確実に遂行できるものであるか。
地域性	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者自身は浦添市内に本店若しくは支店又は営業所を有する法人であるか。 ・市内事業者へ発注を予定しているか。
理解度	本業務仕様書を踏まえ、業務目的等を十分に理解し、目的を達成できる提案となっているか。
企画提案 (1) 結の街サポート体制構築会議の運営	活発な議論を促す資料の提供など、適切な運営支援が期待できるか。
企画提案 (2) コンセプト設定	本施設の持つ課題や特性を踏まえた具体的な検討手法が提示され、効果的に業務を実施できる内容であるか。
企画提案 (3) 施設のデザイン (ハード・ソフト)	具体的な業務手法が提示され、効果的かつ実現性の高い整備計画の策定が期待できるか。
企画提案 (4) 条例・施設利用料等調査	具体的な業務手法が提示され、調査における視点や手法、手順が効果的かつ効果的であるか。
独自性	自主提案を含め、本施設の機能強化及び利活用を図るための独自性のある効果的な提案がされているか。
見積価格	見積内容の項目や算出は過不足なく、適切かつ妥当なものであるか。